

判決年月日	平成 2 5 年 7 月 1 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10332号		
○ 審決が、スリットを形成された陰極、陽極、その間にある絶縁体等で構成されたアーク放電電極に関する発明につき、請求項において、スリットに「電子を供給する」という機能的表現による修飾がないことを理由に、サポート要件違反を認めて審判請求不成立としたのは、誤りである。			

（関連条文）特許法36条6項1号

本件は、拒絶査定不服審判請求について不成立とした審決取消訴訟である。補正発明は、陰極と陽極とスペーサにスリットを設け、陰極のスリットの開口部と陽極のスリットの開口部との間がアーク放電領域となるアーク放電電極である。審決は、請求項に記載のスリットの構成要件は、「電子を供給する」という機能的表現により修飾されていないので、請求項の発明は、「電子を供給する」という機能を有しない単なるスリットを備えた電極を含むが、明細書には「電子を供給する」という機能を有したスリットを備える電極は記載されているものの、その機能を有さないスリットを備えた電極の開示がないので、特許法36条6項1号に規定する要件に違反するとして、不成立の審決を下した。そこで、原告が審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。本件の争点は、サポート要件の充足の有無である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、審決を取り消した。

請求項の構成は、一見すると、アーク放電領域に限定がないといえなくもない。すなわち、他の領域もアーク放電領域となっていながら、これに加えて当該領域がアーク放電領域となる場合と、当該領域のみがアーク放電領域となる場合両方が含まれていると解される余地がないではないが、一般的には当該領域がアーク放電領域になった場合に同時に他の領域でアーク放電が起きることは考えにくい。また、他の領域がアーク放電領域になった場合には当該領域はアーク放電領域とならないから、アーク放電が安定して継続したアーク放電を得るとともに、発光点をスリットの端点からの発光とすることで、ごく微少な点光源を得るという課題を解決することにならない。したがって、アーク放電領域は限定されているというべきである。

また、スリットの幅や長さ等は数値によって特定されていないが、「スリット」という用語自体に「細長い切れ目」という意味が存在するし、技術的思想として、第1側面における第1スリットの側面部と、第2側面における第2スリットの開口部との間でアーク放電が安定的に得ることが、本願明細書の発明な詳細な説明に記載されているから、本願発明におけるスリットは、そのような目的を実現できるだけの幅や長さには自ずと限定されるものと解すべきである。

請求項に記載された本願発明は、陰極と陽極とスペーサにスリットを設け、陰極のスリットの開口部と陽極のスリットの開口部との間がアーク放電領域となるアーク放電電極であるところ、発明の詳細な説明にも、同様の記載がある。さらに、陰極のスリットの開口部と陽極のスリットの開口部との間がアーク放電領域となるアーク放電電極となる本願発明においては、マイクロアークを発生させることが発明の詳細な説明からわかることから、本願発明の課題を解決するものであるといえる。すなわち、本願発明の詳細な発明には「アーク放電による微少な点光源を得るため、グロー放電を生起することができ、生起したグロー放電によって生成された電子を供給するためのスリットを設け、前記スリットの開口部の近傍にアーク放電領域を形成したアーク放電」に関する技術的思想の開示はあるものの、争いある技術的事項である「各スリットがグロー放電を生起するために設けられていて、ひいては、そのグロー放電によって放出された電子が供給されて、アーク放電と結びつくことについて何ら特定されないスリットを有するアーク放電」との技術的事項までを、本願発明が含むものとは認められない。

したがって、これに関する記載が発明の詳細な説明になされていなくとも、サポート要件違反があるということにはならない。